令和７年度

津市中小企業振興事業補助金

（生産性向上設備支援事業【通常枠】【カーボンニュートラル枠】【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）枠】）

公　募　要　領

【募集受付期間】

令和７年４月１８日（金）～６月１３日（金）１７時１５分必着

【受付・問い合わせ先】

津市ビジネスサポートセンター　経営支援課
〒５１４－０１３１
三重県津市あのつ台四丁目６番地１
ＴＥＬ　　（０５９）２３６－３３５５
Ｅ－ｍａｉｌ　229-3360@city.tsu.lg.jp

【申請書ダウンロード】

津市ホームページ
URL：https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1553771014116/index.html

令和７年４月

津　市

令和７年度　津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）枠】）

１　目的

この補助金は、生産性向上につながる生産等設備の改良及び設備投資に対する支援を行うことにより、市内の中小企業者の経営基盤の強化及び地域経済の活性化を目的とします。

※生産性向上とは、単位時間あたりの生産量や産み出すサービス等の向上をいいます。

※生産等設備とは、事業者が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を獲得するために行う活動の用に直接供される機械、装置、工具、器具、備品等（土地、建物除く）で構成されるものをいいます。

２　補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資とし、以下の３つの枠を設けます。

⑴　【通常枠】

補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資に取り組む事業を対象とします。

⑵　【カーボンニュートラル枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備について、既存設備から脱炭素設備へ転換することにより、炭素生産性向上を伴う生産プロセス･サービス提供の方法の改善を実現できる事業を対象とします。ただし、直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組（例；社内全体での節電対策等）は該当しません。

⑶　【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）枠】（以下「【ＤＸ枠】」という。）

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る業務においてデジタル技術を活用し、生産及び業務のプロセス等の改善を行い、既存の設備からＤＸ化・デジタル化を図ることにより、生産性向上を実現する事業を対象とします。

ただし、以下の事項に該当する場合においては、対象となりません。

ア　事業の大半を他の事業者に委託する補助事業（事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業等）

イ　他の事業者の委託を受けて行う補助事業

ウ　将来の設備投資のための設計業務等

エ　年度内に十分な成果が見込めない補助事業

オ　事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの

カ　同一の事業に対し、他の公的機関等から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している事業（他の公的機関等へ内容を確認する場合があります。）

なお、この補助金への提案は、一事業者につき一提案とします。

３　補助対象事業者（補助事業者）

補助事業者は、次の⑴及び⑵の要件を満たすものとします。

⑴　本市の区域内に主たる事務所または事業所を有し、かつ１年以上事業を営む中小企業者であること。（応募締切日に開業後１年を経過していること。）

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する事業者をいう（下図参照）。ただし、みなし大企業は対象外とします。

⑵　市税を完納している事業者であること。

（参考）中小企業庁ホームページより引用
https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

業　種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	３００人以下	２０人以下
② 卸売業	１億円以下	１００人以下	５人以下
③ サービス業	５，０００万円以下	１００人以下	５人以下
④ 小売業	５，０００万円以下	５０人以下	５人以下

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

【対象とならない事業者】

◇ 以下のいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）は補助事業者から除きます。
- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業者が所有している中小企業者
- 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

◇ 宗教上の組織若しくは団体、政治団体、暴力団、暴力団員及び関係事業者

４　補助額及び補助率

補助額及び補助率は、次のとおりとします。

【通常枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備の省力化・合理化につながる改良又は設備投資に取り組む事業を対象とします。

項　　目	要　　件
補助金額	１００万円以内 ⑴ 千円未満の端数切り捨て ⑵ 採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。
補 助 率	交付対象経費の２／３以内
募集件数	１３件程度

【カーボンニュートラル枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る生産等設備について、既存設備から脱炭素設備へ転換することにより、炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善を実現できる事業を対象とします。ただし、直接、設備投資に関係のない炭素生産性向上を伴う取組（例：社内全体での節電対策等）は該当しません。

項　　目	要　　件
補助金額	１２５万円以内 ⑴ 千円未満の端数切り捨て ⑵ 採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。
補 助 率	交付対象経費の２／３以内
募集件数	１件程度

【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）枠】

補助事業者が、本市の区域内に存する事業所に係る業務においてデジタル技術を活用し、生産及び業務のプロセス等の改善を行い、既存の設備からＤＸ化・デジタル化を図ることにより、生産性向上を実現する事業を対象とします。

項　　目	要　　件
補助金額	１２５万円以内 ⑴　千円未満の端数切り捨て ⑵　採択された場合であっても、提案内容や予算等の都合により減額する場合があります。
補 助 率	交付対象経費の２／３以内
募集件数	１件程度

※記載されている募集件数は予定であり、提案金額と採択の状況によりこの限りではありません。

5　交付対象経費

費　　目	要　　件
機械工具費	機械・工具の購入・改良に要する経費（汎用性があり、目的外使用になり得るものや中古品は除く）、購入した機械・工具の運送や設置に要する経費（設置場所の基礎・整備工事は除く。）
外注加工費	外注加工先への支払いに要する経費
技術導入提携費	外部からの技術指導、機械等購入に伴うシステムの構築、導入コンサルティング、現場ヒアリング等に係る費用

・初期費用のみを対象とし、リース料、保守管理等の維持管理に係る経費は対象になりません。ただし、システム使用料、クラウドサービス利用料、ライセンス料で、年度内に支払いが完了する範囲のものは対象とします。

・交付対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

6　募集期間

令和７年４月１８日（金）～令和７年６月１３日（金）

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝日を除く）

※郵送等の場合は、最終日の午後５時１５分到着分まで受け付けます。

7　応募の手続き等

津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）枠】）提案書のほ

か、次の⑴から⑺に掲げる書類を添えて、募集期間内に提出してください。

⑴　過去２期の決算書の写し（事業を営んでから２年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書及び開業届等の写し）

⑵　法人の場合：定款の写し又は登記事項証明書（発行日から３か月以内のもの）

個人事業主の場合：本人確認書類(マイナンバーカード等）の写し

⑶　市税の完納証明書

⑷　事業所の概要（会社案内パンフレット等会社概要・沿革・製品等がわかるもの）

⑸　事業実施に要する経費の見積書及び導入設備のカタログ・パンフレット（写し可）

⑹【カーボンニュートラル枠】のみ　別紙「ＣＯ２排出量削減算出シート」

⑺　その他市長が必要と認めた書類

８　審査及び審査基準

応募を受け付けた提案事業については、下記の審査基準に基づいて審査し、採択事業を決定します。

評価区分	審査項目
経理評価	① 企業内容が堅実かどうか。 ② 資金を十分に負担できるかどうか。 ③ 外部資源等に大半を頼ってないか。
技術評価	① 技術的課題の解決方法が明確かつ適当であるか。 ② 事業実施のための体制及び技術力を有するか。 （技術指導を含む） ③ 新規性（既存技術の応用、すぐれたアイデア要素、従来品にない用途等）はあるか。
事業評価	① 生産性の向上に効果は見込めるか。 ② 提案事業が雇用の促進に寄与するものであるか。 ③ 採算性は認められるか。 ④ 地域経済への波及効果が見込める取り組みであるか。 ⑤ 【カーボンニュートラル枠】CO2 排出量の削減効果が得られるか。 ⑥ 【DX（デジタルトランスフォーメーション）枠】デジタル技術を活用した生産設備・製造設備、業務プロセス・業務環境を改善を行う取組であり、ＤＸ又は既存業務のデジタル化を推進するものであるか。

費用対効果評価	① 補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等が高いか。 ② 事業実施による副次的成果（生産性・品質向上、環境改善等）は見込めるか。

９　審査後の流れ

審査結果については書面にて提案事業者に通知します。採択通知を受領した補助事業者は速やかに交付申請手続きを進めてください。

交付申請以降に必要な書類（様式）は、令和７年度津市中小企業振興事業補助金実施要領（生産性向上設備支援事業【通常枠】・【カーボンニュートラル枠】・【ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）枠】）内に別紙１～別紙５がありますので、実施要領を熟読の上、書類の準備をしてください。

１０　その他

⑴　令和７年度津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）（以下「本補助金」という。）と令和６年度の補助金の重複の可否については、下記のとおりとなります。

ア　令和６年度に生産性向上設備支援事業の【通常枠】により補助金を受けた事業者は、本補助金の【通常枠】には応募できませんが、【カーボンニュートラル枠】、もしくは【ＤＸ枠】には応募可能とします。

イ　令和６年度に生産性向上設備支援事業の【カーボンニュートラル枠】により補助金を受けた事業者は、本補助金の【通常枠】及び【カーボンニュートラル枠】には応募できませんが、【ＤＸ枠】には応募可能とします。

ウ　令和６年度に生産性向上設備支援事業の【ＤＸ枠】により補助金を受けた事業者は、本補助金の【通常枠】及び【ＤＸ枠】には応募できませんが、【カーボンニュートラル枠】には応募可能とします。

エ　従来どおり、生産性向上設備支援事業【通常枠】、【カーボンニュートラル枠】、【ＤＸ枠】と新商品等開発支援事業による補助金の同年度内の応募は不可とします。

⑵　提案応募があった【カーボンニュートラル枠】、【ＤＸ枠】の提案が、審査状況により【通常枠】として採択されることがあります。その際は【通常枠】の補助上限額となります。

⑶　採択された補助事業については、事業者名及び補助事業名等を本市ホームページ等にて公表する場合があります。

⑷　交付決定前に着手した事業については、対象となりません。また、変更決定前に着手した変更内容についても、対象となりません。

※「着手」とは原材料や設備等を発注する行為が含まれます。見積の取得は着手

に含まれません。

⑸　事業として一般的に成果が出せる場合であっても、中小企業振興補助金が定める規定等の枠内で事業を実施する場合に、事業成果を出す事が難しいという場合も起こりえます。中小企業振興事業補助金の要領等を熟読し、規定されたルールに基づいて事業が実施できるかを検討の上、応募してください。

⑹　提案をしようとする事業は、自社の業務状況や人員体制等の観点から、余裕をもって年度内に完了させることができるものかどうか、十分に確認の上、応募するようにしてください。

⑺　この補助金の補助事業者は、翌年度以降の５年間（令和８年度から５年間）に渡り、補助事業の状況を「事業状況報告書」の提出等により報告していただきます。

応募、申請に必要な書類や、詳しい内容についてご説明させていただきますので、申請を希望される場合は事前に下記までお問合わせください。

また、この公募要領と併せて、「令和７年度津市中小企業振興事業補助金**実施要領**」もご確認ください。提出書類の様式等（別紙１～別紙５）が実施要領内にありますので、一連の手続きにご使用ください。

【事前相談】事前相談用フォーム

URL：https://logoform.jp/form/5jA5/993989

津市ビジネスサポートセンター　経営支援課
〒514-0131　三重県津市あのつ台四丁目６番地１
ＴＥＬ　０５９－２３６－３３５５
Email　229-3360@city.tsu.lg.jp

津市中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援）フロー図

一連の手続きに係る書式は「令和7年度津市中小企業振興事業補助金**実施要領**」内に**「別紙1～別紙5」**があります。
採択後の手続きについても実施要領を熟読の上、進めてください。

事前相談用フォーム（webでのアクセス）に必要事項を入力してエントリーしてください。 ⇒ 担当者との事前相談

（事業者→市）

事業提案書の提出 （**令和7年6月13日（金）17時15分まで**） **締切厳守**

【事業提案の書類】

(ｱ) 事業提案書(別紙1)
(ｲ) 直近2期の決算書の写し(事業を営んでから2年未満の中小企業者については、申請時点で添付できる決算書、及び開業届の写し)
(ｳ) 法人の場合：定款の写し又は登記事項証明書 ※登記事項証明書の場合は発行から3か月以内のもの
個人事業主の場合：本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し ※申請者氏名及び現住所が確認できる書類
(ｴ) 市税の完納証明書 ※発行から3か月以内のもの
(ｵ) 事業所の概要（会社案内パンフレット等、会社概要・沿革・製品等がわかるもの）
(ｶ) 事業実施に要する経費の見積書と導入する設備のカタログ・パンフレット（写し可）
(ｷ) 【カーボンニュートラル枠】のみ 別紙 CO2排出量削減シート
(ｸ) その他市長が必要と認めた書類

審査会による審査

※審査期間中は書面、又は電話により事業提案の内容について質問をさせていただく場合がございます。

（市→事業者）

提案事業の審査結果確定 （**令和7年7月下旬を予定**）

※審査結果の通知書が郵送されます

（事業者→市）

交付申請書の提出 （**令和7年10月31日（金）17時15分まで**） **締切厳守**

【交付申請の書類】

(ｱ) 交付申請書（別紙2）
(ｲ) 事業計画概要及び収支予算書（別紙2に様式あり、又はこれに代わる書類）
(ｳ) 法人の場合は登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）
※提案時に提出している場合は、交付申請時に提出する必要はありません。
(ｴ) その他市長が必要と認める書類

申請内容の審査

（市→事業者）

交付決定通知 （**書面が送付されます**）

事業の実施 **※交付決定通知日以降に設備等を発注できます**

交付決定、及び変更については、書面の日付前の発注は対象経費として認められませんのでご注意ください。

当初の見積書から金額が変わる場合は注意！

※交付申請時の金額から変更が発生する場合は、「計画変更承認申請書」（別紙3）の提出が必要です。
この場合、**交付決定変更通知日以降の発注が補助金の対象**となりますのでご注意ください。

補助事業の完了

（事業者→市）

実績報告書の提出（補助事業完了後30日以内又は令和7年3月31日までのどちらか早い方）

【実績報告の書類】

(ｱ) 実績報告書（別紙4）
(ｲ) 事業実施の成果物若しくはその写真など成果が確認できる書類
(ｳ) 納品書もしくは請求書の写し、及び領収書もしくは支払いを証明できる書類の写し
(ｴ) その他市長が必要と認める書類

領収書に代えて振込書類を提出される場合は、請求書の金額との整合を確認してください。また、事業者名も確認できる書類の写しをご提出ください。

現地訪問による確認をさせていただきます

報告内容の審査

（市→事業者）

交付確定通知 （**書面が郵送されます**）

（事業者→市）

請求書提出

（市→事業者）

補助金交付 （**請求書の指定口座へ振込**）

（事業者→市）

事業状況報告書の提出 （**令和8年度から5年間提出していただきます**）

報告の最終年度は現地確認を実施します